

公益社団法人東海市シルバー人材センター就業規約

昭和59年10月1日

能活例規第3号

改正 平成元年7月25日能活例規第5号

平成24年4月1日東海市シ例規第4号

公益社団法人東海市シルバー人材センター就業規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人東海市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員（以下「会員」という。）の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの役割)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が能力を発揮できる就業の機会を提供するものとする。

第2章 就業

第3条 仕事の受注は、センターが行う。

(仕事の配分等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業を希望する会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

又、センターは、就業する会員に対し適切な助言をするものとする。

(能力に応じた就業機会の提供等)

第5条 センターは、会員の能力に応じた就業の機会を提供するように努め、受託した仕事に関しては、就業する会員の安全衛生、災害防止等のための配慮をするものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で就業ができない場合は、事前にセンターへ届け出ること。
- (3) 就業上知り得た秘密及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- (4) 就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前章の就業に関する定めに加え、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 会員は、そのなかからリーダーを互選し、リーダーの指示により作業を行い、リーダーは会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 会員は、相互に助け合い、協力すること。
- (3) 会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう努力すること。
- (4) 会員が就業中にけがをし又は病気にかかり若しくは死亡したときは、他の会員は、直ちにリーダーに報告し、リーダーはセンターに連絡するなどの措置をとること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 就業中などにおける会員の死亡及びけがについては、「シルバー人材センター団体傷害保険特約条項」の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 会員は、就業中にけがをしたときは遅滞なくセンターに届けて指示に従わなければならない。

(雑則)

第9条 この規約の改廃は、理事会で行い、総会に報告するものとする。

附 則 (昭和59年能活例規第3号)

この規約は、協会設立許可のあった日から施行する。

附 則 (平成元年能活例規第5号)

この規約は、定款変更認可のあった日から施行する。

附 則 (平成24年東海市シ例規第4号)

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。